

垂水市分別収集計画

(第 10 期)

令和 5 年度～令和 9 年度

令和 4 年 7 月策定

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本の方針	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市を含む、肝属地区2市4町で構成する大隅肝属広域事務組合で肝属地区清掃センターを建設し、循環型の廃棄物処理を形成しているが、現在、ごみの増加により、計画処理日数を越えて処理している状況にある。

これらの問題解決のため、本市においては、家庭より排出されるごみを容器包装廃棄物以外のものを含め、27分別収集（平成14年12月26日分別実施、平成22年4月一部変更）することにより、環境への負荷の少ない社会の構築を目指している。

本計画は、このような状況のなか、第9期分別収集計画から引き続き、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの減量化を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や資源の有効利用を積極的に進め、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本の方針

本計画を実施するにあたっての基本の方針を以下に示す。

(1) 基本理念

本市が目指すリサイクル推進の基本理念とは、

“ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）を目指し、環境にやさしい街まちづくりを行う”ことである。

(2) 基本的な方向

- ① ごみに対する意識、価値観の転換を行い、これまでの使い捨てる生活様式から、ごみを出さない生活様式へ転換を図る。
- ② やむを得ずごみとして発生したものについては、適正に処理・処分を行い、環境に負荷を与えないようにする。
- ③ 市民、事業者、行政の役割と責務を明らかにし、協働してごみの減量化、再資源化に取り組む。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画における対象品目は、容器包装廃棄物のうち、下記に掲げる品目を対象とする。

- ① スチール製容器
- ② アルミニウム製容器
- ③ 無色のガラス製容器
- ④ 茶色のガラス製容器
- ⑤ その他のガラス製容器
- ⑥ 飲料用紙製容器包装
- ⑦ 段ボール
- ⑧ その他の紙製容器包装
- ⑨ ペットボトル
- ⑩ その他のプラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条2項第1号）

（単位：t / 年）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	550.1	537.6	525.4	513.5	501.9

（内訳）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール製容器	23.2	22.6	22.1	21.6	21.1
アルミニウム製容器	23.1	22.6	22.1	21.6	21.1
無色のガラス製容器	60.0	58.7	57.3	56.0	54.8
茶色のガラス製容器	113.3	110.7	108.2	105.7	103.4
その他のガラス製容器	23.6	23.0	22.5	22.0	21.5
飲料用紙製容器包装	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4
段ボール	91.5	89.4	87.4	85.4	83.5
その他の紙製容器包装	24.8	24.3	23.7	23.2	22.7
ペットボトル	50.9	49.8	48.6	47.5	46.5
その他のプラスチック製容器包装	135.9	132.8	129.9	127.0	123.9

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、市民・事業者・行政が相互に協力・連携しつつ、それぞれの役割分担を十分に理解し、各種施策を実施及び推進するため次のように示す。

(1) 市民

- ① スーパー等へのマイバッグ持参の徹底等の普及啓発、過剰な包装を断り、簡素な包装の商品を求めることを心がける。
- ② 使い捨てのライフスタイルを改め、廃棄物の減量化・再生利用を念頭においた、環境に配慮したライフスタイルを市民各自が身につける。
- ③ 使い捨て商品等の購入を控え、ビールびん等のリターナブルびん使用の商品を購入するとともに、容器を繰り返し使用できる詰め替え商品の購入を拡大する。また、必要な分だけ購入する。
- ④ ごみ問題に関する学習会・研修会に参加して、その意識を深めるとともに、職場、地域及び家庭において自ら実践に努める。

(2) 事業者

- ① 簡易包装やマイバッグ運動、詰め替え商品の販売を促進すると同時に、エコマーク商品の販売等に積極的に取り組む。また、使い捨て容器での食品販売を見直し、トレイ、パック詰の商品を販売する場合には、店頭回収ボックスを設置する等のリサイクルルートの整備を促進する。
- ② 事業所等での使い捨て商品の利用を控え、繰り返し利用できる商品へ転換を図るとともに、販売店を利用した回収ルートの確立に努める。
- ③ 廃棄物の減量化や、その他適正処理に関する事項について、行政が行う施策に積極的に協力する。

(3) 行政

- ① 事業所の廃棄物処理の実態を把握し、事業所内による資源化や自家処理を推進するとともに、多量排出者に対して減量化に対する施策を指導する。
- ② ごみの減量化・リサイクルを進めるには、住民及び事業者の積極的な協力が不可欠である。広報や、チラシ等を配布し分別収集の徹底などのごみ問題に関する意識啓発を図る。
- ③ 次世代を担う子供たちにごみ問題に関する意識を育むように、保育園、幼稚園、小・中学校における環境教育を実施する。具体的には、出前講座等による講演会や空き缶回収などの体験教育を推進する。
- ④ さわやか環境づくり懇話会（市民団体・事業者・行政）を開催し、ごみ減量化、リサイクル推進の方策等の検討を行う。
- ⑤ 指定ごみ袋（平成8年10月導入、平成14年11月変更）による収集とし、排出量を抑制する。
- ⑥ 集団回収を行う市民団体へ予算の範囲内で補助金を交付する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミニウム製容器	空缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他ガラス製容器	無色透明びん 茶色びん その他の色びん
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙箱・包装紙（容器包装紙類）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t / 年）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製容器		21.6	21.1	20.6	20.2	19.7
主としてアルミ製容器		21.6	21.1	20.6	20.1	19.7
無色のガラス製容器		34.1	33.4	32.6	31.9	31.2
	引渡数量	34.1	33.4	32.6	31.9	31.2
	独自処理量					
茶色のガラス製容器		64.4	63.0	61.6	60.2	58.8
	引渡数量	64.4	63.0	61.6	60.2	58.8
	独自処理量					

その他のガラス製容器		13.4	13.1	12.8	12.5	12.2
	引渡量	13.4	13.1	12.8	12.5	12.2
	独自処理量					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミが利用されているものを除く）		1.9	1.9	1.8	1.8	1.7
主として段ボール製の容器		46.1	45.1	44.0	43.0	42.1
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	引渡量	12.5	12.2	12.0	11.7	11.4
	独自処理量	12.5	12.2	12.0	11.7	11.4
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		46.1	45.0	44.0	43.0	42.0
	引渡量	46.1	45.0	44.0	43.0	42.0
	独自処理量					
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		92.0	89.9	87.9	85.9	84.0
	引渡量	92.0	89.9	87.9	85.9	84.0
	独自処理量					

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じて算出した。

なお、人口変動率は、本市の過去5年間の人口（平成30年から令和4年までの各年3月31日現在の住民基本台帳人口）を基に推計して設定した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
想定人口（人）	13,118	12,821	12,531	12,247	11,970
対前年度比	97.7%	97.7%	97.7%	97.7%	97.7%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現在実施している27分別収集体制を活用して行う。

なお、現在市民団体等による集団回収を行っているガラス製容器のリターナブルびん及び段ボール等について、引き続き市が支援しながら分別収集を実施していく。

また、紙パック及び白色トレイ等については、販売店等による拠点回収を推進していく。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階
スチール製容器	空缶	委託業者による定期回収（月2回）	市
アルミニウム製容器			
無色のガラス製容器	無色透明びん	委託業者による定期回収（月2回）	市および民間業者

茶色のガラス製容器	茶色びん	市民団体等による集団回収（随時）	市および民間業者
その他のガラス製容器	その他の色びん		
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミが利用されているものを除く)	紙パック	委託業者による定期回収（月2回） 販売店による拠点回収	
主として段ボール製の容器	ダンボール	委託業者による定期回収（月2回） 市民団体等による集団回収（随時）	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙箱・包装紙 (容器包装紙類)	委託業者による定期回収（月2回）	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

下表のとおり現在実施している収集品目については専用かご、コンテナ、指定袋等で各ステーション収集を行う。

ただし、圧縮梱包が必要な品目については、圧縮梱包の処理委託を行い、その他品目については、直接資源化業者に引渡す。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	空缶	ネット	2 tトラック車	民間業者
無色のガラス製容器	無色透明びん	プラスチック コンテナ		
茶色のガラス製容器	茶色びん			
その他のガラス製容器	その他の色 びん			
飲料用紙製容器	紙パック	縛る		
段ボール	ダンボール	縛る		
その他の紙製容器包装	紙箱・包装紙 (容器包装紙 類)	指定袋		

ペットボトル	ペットボトル	ネット		
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック類	指定袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めるため、次の取組を行う。

- (1) 市民の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、各種団体等からの委員で構成された垂水市さわやか環境づくり懇話会及び垂水市生活環境協会によりよい施策を協議していく。
- (2) 自治会、育成会等の市民団体及び市内学校による集団回収を促進するため、資源物回収補助金交付の継続実施及び同制度の普及促進を行う。
- (3) 「家庭ごみ分別表」や「LINEのチャットボット機能」等を活用し、ごみ出しルールの認識と徹底に努める。
- (4) 毎年度、本計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。